

土佐茶消費拡大事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

第1 事業の概要

1 事業名

土佐茶消費拡大事業委託業務

2 事業の目的

県内量販店等において、消費者に対し土佐茶の水出し茶（以下「水出し茶」という。）の試飲を実施することにより、県内における土佐茶の消費拡大に資することを目的とする。

3 事業内容

別添「土佐茶消費拡大事業委託業務仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和6年2月29日

第2 見積限度額

2,600千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

第3 審査委員会の設置

別添定める「土佐茶消費拡大事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

第4 企画提案者の決定方法

公募型プロポーザル

第5 企画提案者の募集

本実施要領に基づき募集する。

第6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を設置します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と土佐茶振興協議会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。

この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、土佐茶振興協議会と交渉を行うこととなります。

第7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- 1 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- 5 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- 6 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

第8 説明会

- 1 日時 令和5年10月12日（木）13:00～
- 2 場所 JA高知県農業協同組合営農販売事業本部
高知市五台山5015番地1
- 3 参加申し込み
(1) 提出様式：別紙様式1「説明会参加申込書」
(2) 締め切り：令和5年10月10日（火）
(3) 方法：以下に電子メールで送信し、電話により着信を確認してください。
高知県農業協同組合営農販売事業本部農畜産部農畜産課
E-mail nousanhanbai@ja-kochi.or.jp
TEL 088-884-8116
- 4 その他
複数名で参加する場合は、参加申込書に記載もしくは別添で名簿を作成し、参加者を明らかにしてください。
説明会の録画・録音は不可とし、説明会参加申込書の提出により、録画・録音しないことに同意したものとみなします。

第9 質疑及び回答

質疑は、令和5年10月16日（月）までに別紙様式2「質疑書」により電子メールで受け付けます。（口頭による質疑、照会は受け付けません。）

電子メール送付後は、別途電話により着信を確認してください。

なお、質疑と回答の内容は令和5年10月19日（木）までに土佐茶プロジェクトホームページに掲載します。

〈土佐茶プロジェクトホームページ〉 <https://www.tosacha-pj.jp/>

第10 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、別紙様式3「プロポーザル参加申込書」に資格要件の確認書類を添えて申込みを受け付けます。申込みに当たり提出する書類は次表のとおりです。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
3	参加申込書	A4 縦	1部
4	法人概要書	A4 縦	5部

1 参加申込書

(1) 提出方法

持参または郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

(2) 提出期限

令和5年10月23日（月） 17:00時（必着）

(3) 提出先

高知県農業協同組合営農販売事業本部農畜産部農畜産課
〒781-8510 高知市五台山 5015 番地 1
TEL 088-884-8116

2 資格要件の確認

高知県農業協同組合営農販売事業本部農畜産部農畜産課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和5年10月26日（木）までに申込者へ電子メールにて通知します。

3 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- (1) 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土日を除く。）以内に、書面により、土佐茶振興協議会会長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- (2) 土佐茶振興協議会会長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により回答します。

第11 企画提案書の作成

別途定める「土佐茶消費拡大委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

第12 審査

別途定める「土佐茶消費拡大事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

第13 審査結果

審査結果は、令和5年11月下旬（予定）に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に準じた開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\https://ops-jg.dl-

[law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj])

第14 日程

令和5年10月4日（水） 募集要領公示・募集開始

令和5年10月10日（火） 説明会参加申込締切

令和5年10月12日（木） 説明会開催

令和5年10月16日（月） 質疑書提出締切

令和5年10月19日（木） 質疑書への回答をホームページに掲載

令和5年10月23日（月） 参加申込締切

令和5年11月8日（水） 企画提案書提出締切

令和5年11月14日（火）～16日（木）

審査委員会（プレゼンテーション）

令和5年11月下旬 審査結果通知（予定）

第15 提出書類の取扱い

- 1 提出された書類は返却しません。
- 2 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- 3 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に準じた開示請求があった場合は、対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式5により提出すること。

ただし、開示・非開示の判断は、様式5に基づくものではなく、様式5を参考に、同条例に準じて土佐茶振興協議会が客観的に判断します。

- 4 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj])

第 16 欠格事項

次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- 1 提出書類に不備があった場合若しくは指示した事項に違反した場合
- 2 審査委員、土佐茶振興協議会又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- 3 プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- 4 その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

第 17 問合せ先

高知県農業協同組合営農販売事業本部農畜産部農畜産課

担当者 西森、濱田

T E L 088-884-8116 F A X 088-884-8174

E-mail nousanhanbai@ja-kochi.or.jp

第 18 その他

- 1 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の土佐茶振興協議会との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- 2 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。